

建設省経入企第2号

自治行第2号

平成11年1月19日

各都道府県知事 殿

建設省建設経済局長

自治省行政局長

地方公共団体の公共工事に係る入札・契手続及びその運用の更なる改善の推進  
について

建設省及び自治省においては、平成5年12月21日の中央建設業審議会建議「公共工事に係る入札・契約制度の改革について」及び平成5年12月24日に取りまとめられた「建設省・自治省入札・契約手続改善推進協議会報告書」に沿って、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を早急に実施されるよう、「地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査の結果」（以下「実態調査」という。）をも踏まえつつ、これまで数度の通知により要請を行ってきたところです。

また、平成10年2月4日の中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」及び平成10年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」を踏まえ、平成10年4月1日付けで「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」を通知し、更なる改善を要請したところであります。

平成10年度の「実態調査」の結果（別添参照）によると、全般的には改善に進捗が見られるものの、市町村を中心に、改善の趣旨の徹底が不十分な事項も見受けられるところであります。

各都道府県におかれては、このような状況を踏まえ、下記事項に留意の上、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を更に推進するとともに、貴都道府県内の市町村においても、より一層の改善が進むよう、本通知の趣旨の十分な周知をお願いします。

## 記

### 1 適切な入札方式の採用

入札方式については、工事の規模、執行体制等を踏まえつつ、一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札等を適切に採用すること。

なお、一般競争入札については、平成6年1月18日に閣議了解した「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、都道府県及び政令指定都市の1,500万SDR（現在の邦貨換算額：24億3千万円）以上の公共工事に採用するよう要請しているところであるが、その運用に当たっては、中小・中堅建設業者の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進し、工事の大型化を通じた一般競争方式の実質的な対象工事の拡大を図ること。

また、一般競争入札の実施に当たっては、同入札方式が透明性、競争性が高い反面、不良不適各業者の混入する可能性が大きいこと、また資格審査等の事務量が増大すること等の、デメリットも指摘されていることから、個々の入札ごとに適正な参加条件を設定することにより工事の質の確保に配慮するとともに、入札・契約手続の実情を把握し、適宜執行体制その他の見直しを行うこと。

## 2 入札・契約手続の透明性及び公平性の確保

明確な指名基準及びそれを具体的に補完する運用基準並びに指名停止基準の策定・公表を行うとともに、発注標準等の公表を行うことにより、入札・契約手続における透明性及び公平性を確保すること。

## 3 工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行

公共工事の履行保証については、工事完成保証人制度の廃止についてかなりの改善が見られるところであるが、未だ金銭的保証を中心とする新たな履行保証体系をとっていない団体については、早急に必要な措置をとること。

なお、履行保証措置を免除する（いわゆる無保証とする）ことについては、請負者が債務不履行に陥る可能性や債務不履行時の影響等を勘案し、慎重に検討すること。

## 4 監査の徹底

資格審査・格付け、競争参加条件の設定・競争参加資格の確認（又は指名業者の選定）、資格停止（又は指名停止）等の手続の透明性を高めるため、財務監査に加え行政監査も活用する等、監査委員による監査の徹底を図ること。

## 5 低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表

低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観点からは、最低制限価格制度よりも望ましい制度であるので、審査体制の整備等の条件整備を進め、最低制限価格制度から低入札価格調査制度に移行していくこと。

また、低入札価格調査を実施した工事については、その結果を公表すること。

## 6 多様な入札・契約方式の導入

民間において固有の技術を有する工事等を対象として、個別・具体の民間の技術力を一層広く活用することにより、品質の確保、コスト縮減等を図るとともに、技術力による競争を促進する観点から、技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式の導入を推進すること。この場合、技術提案についての審査に対する信頼性の確保が重要であるので、審査体制の整備や審査結果の理由説明等手続の透明性の確保に留意すること。

## 7 予定価格の事後公表

不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資することから、予定価格の事後公表を行うこと。また、その積算内訳についてあわせて公表することについても検討すること。

## 8 等級制の運用

競争性を一層高める観点から、発注する工事の技術的難易度等に応じて、当該工事の規模に対応する等級に格付けされた建設業者以外の建設業者の指名を推進すること。

## 9 等級の公表等

企業評価向上のためのインセンティブを付与する観点から、当該建設業者本人に対し、客観点数、主観点数及び等級を通知すること。

また、手続の透明性の一層の向上を図る観点から、等級の公表を行うこと。

## 1 0 不良不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除

不良不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除を徹底するため、平成 10 年 12 月 25 日付け通知「不良不適格業者対策について」を踏まえ、発注者支援データベース・システムの活用、施工体制台帳の活用と現場の立入点検等による施工体制の確認、技術者の現場専任制や一括下請負の禁止に違反している建設業者に対する厳正な対応等を図ること。

### 1 1 発注体制の強化

発注体制の強化のため、建設技術センター等の整備・充実とその活用、建設コンサルタント、設計者等民間の技術者を有する組織の活用、発注者支援データベース・システムの活用等を図ること。

### 1 2 市町村における改善の支援

市町村における平成 5 年 12 月 21 日の中央建設業審議会建議等に基づく入札・契約手続及びその運用の改善、並びに平成 10 年 2 月 4 日の中央建設業審議会建議等に基づく更なる改善の支援については、市町村の実情を十分把握した上で、通知による周知のみならず、都道府県公共工事契約業務連絡協議会等の場も活用して、更なる取り組みを促すことはもちろんのこと、都道府県の改善についての情報提供等きめ細かい支援を積極的に行うこと。

別 添

平成 11 年 1 月 19 日

## 地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査について

### 1. 調査概要

#### (1) 調査目的

この調査は、各地方公共団体が行った入札・契約手続の改善の状況等を把握するために行ったものである。

### 2. 調査対象

全地方公共団体

47都道府県、12政令指定都市、681市（含む東京23区）、  
2,562町村、計3,302団体

### 3. 調査時点

平成10年6月1日時点（平成9年度調査は、平成9年6月1日時点）

### 2. 調査結果

別紙の通り。

(1) 一般競争入札等の多様な入札方式の活用

◎一般競争入札の導入（団体数・対象工事金額別）（一般土木）

・建設省及び自治省では、政府の「公共工事の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」も踏まえ、都道府県及び政令指定都市の1500万SDR（現在の邦貨換算額24億3千万円）以上の公共工事については一般競争入札を採用するよう要請しているところである。

	24.3 億円以上		24.3 億円未満 10 億円以上		10 億円未満 (注2)		その他 (注3)		合計	
	10 年度	9 年度	10 年度	9 年度	10 年度	9 年度	10 年度	9 年度	10 年度	9 年度
都道府県	(注1)24	(注1)29	13	11	10	7	0	0	47(100%)	47(100%)
指定都市	7	7	1	1	4	4	0	0	12(100%)	12(100%)
市	22	26	43	35	284	256	63	75	412(60.5%)	392(57.6%)
町村	14	16	27	22	160	124	101	93	302(11.8%)	255(9.9%)
計	67	78	84	69	458	391	164	168	773(23.4%)	706(21.4%)

(注1) 東京都は 50 億円以上で導入。

(注2) 市町村においては 5 千万円未満の小規模工事で一般競争入札方式を導入しているところが 24 団体ある。

(注3) 「その他」は金額の定めがなく、適宜選定するもの等である。

※%の数字は（一般競争入札導入団体数）÷（各団体総数）

◎透明性・競争性の高い入札方式の導入（団体数）

	公募型指名競争入札	
	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	42 (89.4%)	41 (87.2%)
指定都市	9 (75.0%)	9 (75.0%)
市	129 (18.9%)	115 (16.9%)
町村	122 (4.8%)	96 (3.7%)
合計	302 (9.1%)	261 (7.9%)

	工事希望型指名競争入札	
	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	16 (34.0%)	14 (29.8%)
指定都市	2 (16.7%)	1 (8.3%)
市	76 (11.2%)	71 (10.4%)
町村	60 (2.3%)	58 (2.3%)
合計	154 (4.7%)	144 (4.4%)

（注）類似した入札を導入している団体を含む

※%の数字は（各入札導入団体数）÷（各団体総数）



(2) 指名競争入札の改善

◎指名基準の策定（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	47(100%)	47(100%)
指定都市	12(100%)	12(100%)
市	648(95.2%)	639(94.0%)
町村	1,925(75.1%)	1,847(72.1%)
合計	2,632(79.7%)	2,545(77.1%)

※%の数字は（指名基準の策定団体数）÷（各団体総数）

◎指名基準の公表（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	45(95.7%)	45(95.7%)
指定都市	12(100%)	12(100%)
市	406(62.7%)	380(59.5%)
町村	858(44.6%)	739(40.0%)
合計	1,321(50.2%)	1,176(46.2%)

※%の数字は（指名基準の公表団体数）÷（指名基準の策定団体数）

◎指名基準の運用基準の策定（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	47(100%)	47(100%)
指定都市	12(100%)	11(91.7%)
市	456(67.0%)	437(64.3%)
町村	1,168(45.6%)	1,077(42.0%)
合計	1,683(51.0%)	1,572(47.6%)

※%の数字は（運用基準の策定団体数）÷（各団体総数）

◎指名基準の運用基準の公表（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	39(83.0%)	38(80.9%)
指定都市	12(100%)	10(90.9%)
市	212(46.5%)	186(42.6%)
町村	462(39.6%)	386(35.8%)
合計	725(43.1%)	620(39.4%)

※%の数字は（運用基準の公表団体数）÷（運用基準の策定団体数）

◎指名停止基準の策定（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	47(100%)	47(100%)
指定都市	12(100%)	12(100%)
市	659(96.8%)	651(95.7%)
町村	1,601(62.5%)	1,480(57.7%)
合計	2,319(70.2%)	2,190(66.3%)

※%の数字は（指名停止基準の策定団体数）÷（各団体総数）

◎指名停止基準の公表（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	41(87.2%)	39(83.0%)
指定都市	11(91.7%)	10(83.3%)
市	370(56.1%)	347(53.3%)
町村	763(47.7%)	660(44.6%)
合計	1,185(51.1%)	1,056(48.2%)

※%の数字は（指名停止基準の公表団体数）÷（指名停止基準の策定団体数）

◎指名されなかった業者への非指名理由の説明（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	46(100%)	46(100%)
指定都市	12(100%)	12(100%)
市	165(85.1%)	147(82.6%)
町村	114(65.9%)	92(65.7%)
合計	337(79.3%)	297(79.0%)

（注）公募型、工事希望型等透明性・競争性の高い指名競争入札を導入している団体を対象として調査。％の数字の分母は同団体数。

◎指名業者の公表（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	45(95.7%)	47(100%)
指定都市	11(91.7%)	11(91.7%)
市	602(88.4%)	623(91.6%)
町村	1,527(59.6%)	1,490(58.1%)
合計	2,185(66.2%)	2,171(65.7%)

※％の数字は（指名業者の公表団体数）÷（各団体総数）

(3) 入札結果の公表等

◎入札結果の公表（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	47(100%)	47(100%)
指定都市	12(100%)	12(100%)
市	678(99.6%)	673(99.0%)
町村	2,097(81.9%)	2,021(78.9%)
合計	2,834(85.8%)	2,753(83.4%)

※%の数字は（入札結果の公表団体数）÷（各団体総数）

◎発注標準の公表（団体数・一般土木）

	平成 10 年度調査
都道府県	45(95.7%)
指定都市	11(91.7%)
市	374(59.6%)
町村	583(38.8%)
合計	1,013(46.2%)

※%の数字は（発注標準の公表団体数）÷（発注標準の策定団体数）

(4) 入札辞退の自由の明文化 (団体数・一般土木)

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	47(100%)	47(100%)
指定都市	12(100%)	12(100%)
市	514(75.5%)	485(71.3%)
町村	1,154(45.0%)	1,040(40.6%)
合計	1,727(52.3%)	1,584(48.0%)

※%の数字は (当該団体数) ÷ (各団体総数)

(5) 工事完成保証人の廃止 (団体数)

	平成 10 年 4 月			平成 9 年 4 月		
	全部廃止	一部廃止	合計	全部廃止	一部廃止	合計
都道府県	45(95.7%)	2(4.3%)	47(100%)	44(93.6%)	2(4.3%)	46(97.9%)
指定都市	11(91.7%)	1(8.3%)	12(100%)	11(91.7%)	1(8.3%)	12(100%)
市	557(81.8%)	25(3.7%)	582(85.5%)	442(65.0%)	21(3.1%)	463(68.1%)
町村	1,862(72.7%)	52(2.0%)	1,914(74.7%)	1,417(55.3%)	74(2.9%)	1,491(58.2%)
合計	2,475(75.0%)	80(2.4%)	2,555(77.4%)	1,914(58.0%)	98(3.0%)	2,012(60.9%)

(注) 全部廃止の団体には従来から採用していない団体を含む。

※%の数字は (工事完成保証人の廃止団体数) ÷ (各団体数)

(6) 指名審査委員会の設置 (団体数・一般土木)

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	47(100%)	47(100%)
指定都市	11(91.7%)	11(91.7%)
市	676(99.4%)	676(99.4%)
町村	2,367(92.4%)	2,349(91.7%)
合計	3,101(93.9%)	3,083(93.4%)

※%の数字は (指名審査委員会設置団体数) ÷ (各団体総数)

(7) 談合情報対応マニュアルの策定 (団体数・一般土木)

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	41(87.2%)	41(87.2%)
指定都市	9(75.0%)	9(75.0%)
市	414(60.8%)	341(50.1%)
町村	579(22.6%)	406(15.8%)
合計	1,043(31.6%)	797(24.1%)

※%の数字は (マニュアル策定団体数) ÷ (各団体総数)

(8) 低入札価格調査制度

◎低入札価格調査制度の導入 (団体数)

	平成 10 年度調査
都道府県	43(91.5%)
指定都市	12(100%)
市	57(8.4%)
町村	33(1.3%)
合計	145(4.4%)

※%の数字は (低入札価格調査策定団体数) ÷ (各団体総数)

◎低入札価格調査の結果公表 (団体数)

	平成 10 年度調査
都道府県	13(27.7%)
指定都市	2(16.7%)
市	20(2.9%)
町村	15(0.6%)
合計	50(1.5%)

※%の数字は (当該団体数) ÷ (各団体総数)



(参考1) 低入札価格調査件数／うち排除件数 (一般土木)

[上段：指名競争、下段：一般競争]

	平成10年度調査	平成9年度調査
都道府県	117件／内15件	100件／内6件
	7件／内0件	14件／内0件
指定都市	40件／内2件	91件／内2件
	0件／内0件	2件／内0件
市	211件／内10件	583件／内98件
	73件／内3件	6件／内0件
町村	172件／内26件	566件／内3件
	0件／内0件	0件／内0件
合計	540件／内53件	1,340件／内109件
	80件／内3件	22件／内0件

(参考2) 最低制限価格制度の導入 (団体数)

	平成10年度調査
都道府県	45(95.7%)
指定都市	9(75.0%)
市	515(75.6%)
町村	1,422(55.5%)
合計	1,991(60.3%)

※%の数字は (当該団体数) ÷ (各団体総数)

(参考3) 最低制限価格設定件数／うち最低価格以下の応札件数 (一般土木)

[上段：指名競争、下段：一般競争]

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
都道府県	143,130 件／内 3,310 件 111 件／内 1 件	148,960 件／内 2,677 件 104 件／内 1 件
指定都市	7,766 件／内 227 件 13 件／内 0 件	10,648 件／内 266 件 12 件／内 0 件
市	66,223 件／内 2,889 件 1,346 件／内 68 件	72,892 件／内 3,594 件 1,337 件／内 54 件
町村	62,700 件／内 2,520 件 508 件／内 11 件	65,806 件／内 893 件 641 件／内 3 件
合計	279,819 件／内 8,946 件 1,978 件／内 80 件	298,306 件／内 7,430 件 2,094 件／内 58 件

(9) 多様な入札・契約方式の導入

◎入札時 VE・契約後 VE の試行

	入札時 VE	契約後 VE
都道府県	3(6.4%)	4(8.5%)
指定都市	1(8.3%)	3(25.0%)
市	0(0%)	0(0%)
町村	5(0.2%)	0(0%)
合計	9(0.3%)	7(0.2%)

※%の数字は (当該団体数) ÷ (各団体総数)

(10) 予定価格の事後公表 (団体数)

	平成 10 年度調査
都道府県	28(59.6%)
指定都市	8(66.7%)
市	115(16.9%)
町村	90(3.5%)
合計	241(7.3%)

(注) 上記調査に関しては平成10年8月時点を調査時点としている。

※%の数字は (当該団体数) ÷ (各団体総数)

(11) 有資格業者の等級の公表及び本人への通知

◎主観点数の本人への通知 (団体数)

	平成 10 年度調査
都道府県	3(6.4%)
指定都市	2(16.7%)
市	21(3.1%)
町村	35(1.4%)
合計	61(1.8%)

※%の数字は (当該団体数) ÷ (各団体総数)

◎等級の本人への通知（団体数）

	平成 10 年度調査
都道府県	38(80.9%)
指定都市	11(91.7%)
市	305(44.8%)
町村	210(8.2%)
合計	564(17.1%)

※%の数字は（当該団体数）÷（各団体総数）

◎有資格業者の等級の公表（団体数）

	平成 10 年度調査
都道府県	10(21.3%)
指定都市	4(33.3%)
市	70(10.3%)
町村	101(3.9%)
合計	185(5.6%)

※%の数字は（当該団体数）÷（各団体総数）

(12) 不良不適格業者の排除

◎CORINS登録の義務付け(団体数)

	平成10年度調査
都道府県	47(100%)
指定都市	12(100%)
市	265(38.9%)
町村	433(16.9%)
合計	757(22.9%)

※%の数字は(義務付けている団体数)÷(各団体総数)

◎施工体制台帳の提出の義務付け(団体数)

	平成10年度調査
都道府県	36(76.6%)
指定都市	9(75.0%)
市	198(29.1%)
町村	589(23.0%)
合計	832(25.2%)

※%の数字は(当該団体数)÷(各団体総数)

◎現場施工体制の立入調査の実施（団体数）

	平成 10 年度調査
都道府県	27(57.4%)
指定都市	5(41.7%)
市	160(23.5%)
町村	286(11.2%)
合計	478(14.5%)

※%の数字は（当該団体数）÷（各団体総数）

（ 1 3 ） 共同企業体

◎共同企業体の運用基準の策定

	平成 10 年度調査		平成 9 年度調査	
	特定 JV の運用基準 を策定している	経常 JV の運用基準 を策定している	特定 JV の運用基準 を策定している	経常 JV の運用基準 を策定している
都道府県	47(100%)	38(81%)	47(100%)	34(72%)
指定都市	12(100%)	8(67%)	12(100%)	8(67%)
市町村	1,109(34%)	549(17%)	1,041(32%)	520(16%)
合計	1,168(35%)	595(18%)	1,100(33%)	562(17%)

※ %の数字は（各 J V の運用基準策定団体）／（各団体総数）

◎特定 J V の対象工事規模の下限基準（土木工事）

	平成 10 年度調査			平成 9 年度調査		
	対象工事規模			対象工事規模		
	5 億円以上	5 億円未満	計	5 億円以上	5 億円未満	計
都道府県	14(30%)	33(70%)	47(100%)	11(23%)	36(77%)	47(100%)
指定都市	3(25%)	9(75%)	12(100%)	3(25%)	9(75%)	12(100%)
合計	17(29%)	42(71%)	59(100%)	14(24%)	45(76%)	59(100%)

※ %の数字は特定 J V の対象工事規模の下限基準を定めている団体中の構比

◎特定 J V と単体企業との混合入札実施についての規定

	平成 10 年度調査	平成 9 年度調査
	規定あり	規定あり
都道府県	12(26%)	10(21%)
指定都市	2(17%)	2(17%)
市町村	232(21%)	210(20%)
合計	246(21%)	222(20%)

※ %の数字は（混合入札の規定のある団体）／（特定 J V の運用基準策定団体）

◎特定 J V の結成方法基準

	平成 10 年度調査				平成 9 年度調査			
	予備 指名	自主 結成	その他	計	予備 指名	自主 結成	その他	計
都道府県	1 (2%)	45 (96%)	1 (2%)	47 (100%)	1 (2%)	45 (96%)	1 (2%)	47 (100%)
指定都市	0 (0%)	10 (83%)	2 (17%)	12 (100%)	0 (0%)	10 (83%)	2 (17%)	12 (100%)
市町村	359 (35%)	530 (51%)	144 (14%)	1,033 (100%)	360 (37%)	491 (50%)	133 (13%)	984 (100%)
合計	360 (33%)	585 (54%)	147 (13%)	1,092 (100%)	361 (35%)	546 (52%)	136 (13%)	1,043 (100%)

(注) 定めのない市町村あり。

※ %の数字は特定 J V の結成方法を定めている団体中の構成比



◎特定JVの構成員数基準

	平成10年度調査				平成9年度調査			
	2社又は 3社以内	4社又は 5社以内	6社以上	計	2社又は 3社以内	4社又は 5社以内	6社以上	計
都道府県	46 (98%)	1 (2%)	0 (0%)	47 (100%)	46 (98%)	1 (2%)	0 (0%)	47 (100%)
指定都市	12 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)	12 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)
市町村	886 (89%)	107 (10%)	6 (1%)	999 (100%)	807 (88%)	106 (11%)	6 (1%)	919 (100%)
合計	944 (89%)	108 (10%)	6 (1%)	1,058 (100%)	865 (88%)	107 (11%)	6 (1%)	978 (100%)

(注) 定めのない市町村あり。

※ %の数字は特定JVの構成員数基準を定めている団体中の構成比

◎特定JVの構成員組合せ基準

	平成10年度調査					平成9年度調査				
	A又は B	Cを 含む	D以下 を含む	その 他	計	A又は B	Cを 含む	D以下 を含む	その他	計
都道府県	42 (94%)	1 (2%)	0 (0%)	2 (4%)	45 (100%)	43 (96%)	1 (2%)	0 (0%)	1 (2%)	45 (100%)
指定都市	12 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)	12 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)
市町村	582 (70%)	120 (14%)	29 (4%)	100 (12%)	831 (100%)	550 (72%)	99 (13%)	24 (3%)	87 (12%)	760 (100%)
合計	636 (72%)	121 (14%)	29 (3%)	102 (11%)	888 (100%)	605 (74%)	100 (12%)	24 (3%)	88 (11%)	817 (100%)

(注1) 定めのない都道府県、市町村あり。

(注2) A=最上位等級 B=第二位等級 C=第三位等級 D=第四位等級

※ %の数字は特定JVの構成員組合せ基準を定めている団体中の構成比

◎経常 J V の構成員数基準

	平成 10 年度調査				平成 9 年度調査			
	2 社又は 3 社以内	5 社以内	6 社以 上	計	2 社又 は 3 社以 内	5 社以 内	6 社以 上	計
都道府県	31 (82%)	7 (18%)	0 (0%)	38 (100%)	27 (82%)	6 (18%)	0 (0%)	33 (100%)
指定都市	8 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (100%)	8 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (100%)
市町村	439 (86%)	70 (13%)	3 (1%)	512 (100%)	412 (86%)	67 (14%)	2 (0%)	481 (100%)
合計	478 (86%)	77 (13%)	3 (1%)	558 (100%)	447 (86%)	73 (14%)	2 (0%)	522 (100%)

(注) 定めのない都道府県、市町村あり。

※ %の数字は経常 J V の構成員数基準を定めている団体中の構成比

◎経常 J V の構成員組合せ基準

	平成 10 年度調査					平成 9 年度調査				
	同一 等級	直近 等級 まで	直近 二等級 まで	その他	計	同一 等級	直近 等級 まで	直近 二等級 まで	その他	計
都道府県	1 (3%)	23 (72%)	7 (22%)	1 (3%)	32 (100%)	1 (4%)	19 (67%)	7 (25%)	1 (4%)	28 (100%)
指定都市	0 (0%)	5 (72%)	1 (14%)	1 (14%)	7 (100%)	0 (0%)	5 (71%)	2 (29%)	0 (0%)	7 (100%)
市町村	17 (4%)	243 (57%)	128 (30%)	38 (9%)	426 (100%)	22 (5%)	242 (61%)	103 (26%)	33 (8%)	400 (100%)
合計	18 (4%)	271 (58%)	136 (29%)	40 (9%)	465 (100%)	23 (5%)	266 (61%)	112 (26%)	34 (8%)	435 (100%)

(注) 定めのない都道府県、市町村あり。

※ %の数字は経常 J V の構成員組合せ基準を定めている団体中の構成比

◎中堅建設業者による経常JVの登録

	平成10年度調査				
	認めている	今年度中	11年度予定	検討中	計
都道府県	16 (55%)	3 (10%)	1 (4%)	9 (31%)	29 (100%)
指定都市	7 (88%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (12%)	8 (100%)
市町村	629 (76%)	19 (2%)	7 (1%)	177 (21%)	832 (100%)
合計	652 (75%)	22 (3%)	8 (1%)	187 (21%)	869 (100%)

(注) 検討していない都道府県、市町村あり。

※%の数字は中堅建設業者による経常JVの登録を認めている、認める予定又は検討している団体中の構成比

◎経常 J V の点数等調整

	平成 10 年度調査				
	実施している	今年度中	11 年度予定	検討中	計
都道府県	1 (7%)	4 (29%)	0 (0%)	9 (64%)	14 (100%)
指定都市	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)
市町村	79 (55%)	3 (2%)	3 (2%)	59 (41%)	144 (100%)
合計	82 (51%)	7 (4%)	3 (2%)	68 (43%)	160 (100%)

(注) 検討していない都道府県、市町村あり。

※ %の数字は経常 J V の点数等調整を実施、実施する予定又は検討している団体中の構成比